

舟橋村パワーハラスメント事案に関する  
調査報告書〔公表版〕

令和4年8月

舟橋村パワーハラスメント事案に関する第三者調査委員会

## 目 次

<b>1 舟橋村パワーハラスメント事案に関する第三者調査委員会について</b>	<b>P 1</b>
(1)目的及び役割等	
(2)設置の経緯	
(3)委員の地位又は職及び氏名	
(4)委員の公正・中立性の確保	
(5)調査の視点等	
(6)調査の経過	
(7)留意点	
<b>2 パワーハラスメントについて</b>	<b>P 4</b>
(1)改正労働施策総合推進法等におけるパワーハラスメントの定義	
(2)パワーハラスメントと認定される事例	
(3)パワーハラスメントが職場に及ぼす悪影響とリスク	
<b>3 第三者調査委員会の調査対象について</b>	<b>P 6</b>
(1)本件事案について	
(2)その他のハラスメントが疑われる事案について	
(3)舟橋村のハラスメント対応の評価について	
<b>4 調査方法及び事実認定について</b>	<b>P 7</b>
(1)調査方法	
(2)本件事案に係る認定事実	
(3)その他パワハラ等が疑われる事案等に係る認定事実	
(4)その他特筆すべき事案	
<b>5 パワーハラスメント行為の認定について</b>	<b>P 17</b>
(1)加害者の業務執行体制上の優位性等の有無について	
(2)本件事案におけるハラスメント行為等について	
<b>6 本件事案に対する村の対応の評価について</b>	<b>P 18</b>
(1)本件事案の調査に関する考察	
(2)手続きに関する考察	
(3)処分量定に関する考察	
(4)まとめ	
<b>7 ハラスメントの防止及び職場環境の向上に向けた提言</b>	<b>P 24</b>